

第4回 田布施町庁舎問題等検討町民委員会次第

平成28年5月30日(月)

午後6時30分～

町役場3階 議員控室

1 委員長あいさつ

2 協議事項 (議長：委員長)

(1) 前回委員会以後の経緯、概要について

(2) 今後の対応

(3) その他

・委員の交代について

各団体で委員の交代がありましたら、総務企画課総務係(担当：森)までご連絡をお願いします。(直通 TEL52-5802)

・その他

田布施町庁舎問題等検討町民委員会委員名簿

No	氏 名	役 職	団 体 名 等
1	紙矢 健治	教 授	徳山大学経済学部
2	泊 淨人	会 長	田布施町自治会連絡協議会
3	谷村 賢二	副会長	〃
4	藤本 俊一	事務局長	田布施町老人クラブ連合会
5	今津 邦彦	会 長	田布施町心身障害者協議会
6	田縁 和明	事務局長	田布施町社会福祉協議会
7	木村 節郎	会 長	田布施町まちづくり推進協議会
8	兼本 哲夫	副会長	田布施町商工会
9	北川 順弘	支店長	山口銀行田布施支店
10	梅城 英明	支所長	南すおう農業協同組合田布施支所

事務局等

1	東 浩二	副町長
2	本城 嘉也	学校教育課 課長
3	亀田 典志	総務企画課 課長
4	山田 浩	総務企画課 課長補佐
5	森 清	総務企画課 課長補佐兼総務係長

庁舎問題等の対応状況について

平成28年5月30日

1) 第3回委員会以後の経緯、概要について

年 月 日	経 緯 ・ 概 要
平成27年11月30日	第3回庁舎問題等検討町民委員会を開催 ○協議概要 前回委員会以後の経緯、対応について 前委員会でのご提言・ご要望の確認 現在、検討中の庁舎利用計画（案）について 今後の進め方等について
12月18日	町議会全員協議会 (旧田布施工業高校の利用レイアウト変更に伴う事業費の試算)
平成28年 1月25日	県教育委員会とワーキンググループ協議 (平成28年度の県の予算・スケジュール、日影規制部分の所有の考え方)
1月29日	町議会全員協議会 (庁舎問題等検討町民委員会の要望等を踏まえた各階配置変更、別館のレイアウト、日影規制、概算経費等)
2月18日	県柳井土木事務所において旧田布施工業高校への進入路拡幅に向けた協議 (県教育委員会が同席) ○協議概要 県道路整備課との協議の事前協議として、出入口周辺の現況、役場移転後の予想される車両数や問題点等について。
2月23日	県庁道路整備課において協議 ○協議概要 【資料1】…間口とみなされる場合は、現状の拡幅でよいが、安全対策について十分配慮する必要性は変わらないため、交通量調査を実施するとともに、町が示した西側拡幅案だけではなく、東側拡幅案等についても検討して示すこと。 【資料2】…進入路の拡幅により、そこが交差点とみなされる場合には、交差点として十分に安全が確保された形状としなくてはならない。 その他 …進入路周辺についても「福祉のまちづくり条例」にそったバリアフリー対策が必須と考えられる。 道路整備課内で協議して、後日、回答する。
3月 3日	県道路整備課から回答 ○回答の内容…本件は、町道の拡幅を伴う県道への接続であることから、間口ではなく、交差点と考える。そのため、当課（柳井土木事務所経由）と県警交通規制課（柳井警察署経由）と交差点協議をすること。
3月22日	町議会総務文教委員会で、陳情書「現庁舎は耐震化し財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望する」【資料3】採択
3月24日	町議会で、陳情書「現庁舎は耐震化し財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望する」【資料3】採択

3月29日	<p>県庁教育政策課において、県教委と協議</p> <p>○協議概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の現状について説明。 ・県は今年度早々に、庁舎移転を前提としたレイアウトによる基本設計を実施。 ・県は6月頃に評価鑑定も実施し、今年度中に譲渡範囲や金額を定めたい意向。
3月30日	<p>部内会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県のスケジュールと、町における庁舎移転計画の進捗状況の乖離が大きく、交差点協議をはじめとした旧田布施工業高校跡地への移転計画を進めていくことが困難な状況と確認。</u> <p>今後の対応を協議。</p>
4月8日	<p>県教育委員会に対して、移転方針の取り下げを申し入れ。</p>
5月6日	<p>町長が県知事と面会し、移転方針取り下げに至った経緯を説明。知事了承。</p>

2) 今後の対応

4月14日に発生した熊本地震により、複数の自治体において庁舎機能が失われる事態が発生した。近年、我が国においては地震活動が活発化しており、発生が懸念される南海トラフ大地震のほかにも、山口県内にも大規模な地震を引き起こす可能性のある活断層が存在している。

住民サービスの継続や町民の安全を守る観点から、庁舎の耐震性の確保に向けた取り組みを引き続き進めていく必要があるため、6月定例会会上程予定の一般会計補正予算に調査費の計上を予定。

○調査委託料 5,000千円(予定)

○調査の概要

①現庁舎の耐震補強案

- ・これまでの耐震補強案ではなく、別の観点から、業務の継続性を確保した耐震補強の可否・工法・問題点を調整し、検討資料を作成
(可能な場合は、経費、レイアウト等)

②庁舎新築案

- ・庁舎を新築する場合の敷地、レイアウト、事業費、移転方法等の検討資料作成

③仮設庁舎

- ・工事期間中、仮設庁舎を建設する場合のレイアウト、事業費、移転方法等の検討資料作成
- ・工事期間中、西田布施公民館などを仮庁舎として利用する等の検討資料作成

④その他

- ・必要事項について調査、資料作成

平成28年3月2日

田布施町長
長信 正治様

田布施町庁舎を考える会
代表 大島忠義
田布施町大字麻郷 3735 番地 89



陳情書

現庁舎は耐震化し財源の見通しが立った後、現在地に新築を要望する

この度、田布施町庁舎が耐震に問題があることで、町側から以下の3案が示された。

- 1.) 現在の庁舎を耐震化
- 2.) 旧田布施工業高校に移転し、校舎等を改修して使用
- 3.) 現在の庁舎を新築

以上の3案が示されて、庁舎検討特別委員会が設置され、わずか2回目の開催の段階で、その結論をもって委員会の全員の総意においてと、9月～10月の地域懇談会において、第2案の旧田布施工業高校に移転する方向であるとの説明であった。意見は参加者の皆様に聞くという型はとったものの、それで町民に説明をし、理解を得たとする進め方があるべきでない。

庁舎検討特別委員会においても、第1回目は委員の紹介と、町側からの3案が提示されたものの、第2案に重点を置いた説明で、第1、第3案はほとんど中味がない。約4時間の委員会に過ぎない議事録に目を通したが、すでに2回目の委員会で、委員の方々から第2案で出来る場合の要望が述べられている。

町にとっても町民にとっても大事業で、その選択をするのに、それは検討したと言えるものでは到底ない。それをもって委員会の結論とし、議会での審議に持ち込むのは、委員の皆さんに対しても、軽視しているのではないか。

町民のこの事を知る皆さんは、これをもって、議会において採決しようとしているのではないか、大きな不安と不信の目で見ている。一大事業を、もっと町民の意見、知識人の意見、町職員の現場の意見を聞いて、色々な角度から時間をかけて検討していただきたい。

旧田布施工業高校について、町側から県に対して要望書を提出している手前、急ぐがあまりの進め方であると思う。新庁舎の場所は現在地が利便性も良く、現在地への庁舎新築を希望するが、選択にあたっては住民が十分に納得できる様、慎重な選択を望む。

以上



平成27年6月18日公布

田布施町庁舎問題等検討町民委員会設置条例

(設置)

第1条 現庁舎の老朽化等に伴う問題点を整理し、今後の庁舎整備に関する基本的方向を調査及び検討するため、田布施町庁舎問題等検討町民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 現庁舎の問題点に関すること。
- (2) 今後の庁舎整備に係る基本的方向に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町が関係する団体の構成員

(任期)

第4条 委員の任期は、今後の庁舎整備に関する基本的方向について、調査及び検討が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 町長及び副町長は、委員会に出席し、発言することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。